



令和6年度 赤い羽根「篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム」香川県助成
の助成団体を募集します！

社会福祉法人 香川県共同募金会

「こども食堂」はここ数年で全国的な広がりを見せ、一般的な認知も広がってきています。一方で、始まった当初の「困窮状態にある子ども」の支援に加え、さまざまな理由により生活に困難を抱える地域住民全般を対象とした支援や、地域における居場所など、その機能や役割は多様化してきています。

「こども食堂」の活動は本来的にボランタリーに行われてきたものであり、活動を持続させるため、食材費や開催場所の賃料などの経常的な運営に係る費用等は、多くの場合寄付や寄贈を含めた自主財源によって賄われています。他方、「こども食堂」そのものを広めていくための啓発活動や地域における「こども食堂」のネットワークづくり、個々の「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入などは一時的な助成金による支援が必要とされています。

香川県共同募金会では、一般財団法人篠原欣子記念財団からのご寄付を原資として、「こども食堂」で臨時的な支援が必要とされる活動を支援するための助成プログラム、令和6年度赤い羽根「篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム」香川県助成を実施します。

1 助成対象団体

子ども食堂を運営している次の団体・グループ（法人格の有無は問わない。任意団体も対象とする。ただし、個人、営利企業は対象外とする。）

- ① 団体としての活動実績が6か月以上あること
- ② 団体名義の振込口座を所有していること
- ③ 団体自らが独自の事務局を持っていること
- ④ 申請及び助成決定後の相互連絡が電子メールで可能なこと
- ⑤ 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

2 助成対象事業

「こども食堂」の経常的費用では実施が難しいイベント開催や大型備品の導入など、臨時的に必要な費用を対象とします。（通常時の活動に係る経費のみの申請は対象外となります。）

- ・ こども食堂におけるイベント開催
- ・ こども食堂における大型備品導入
- ・ こども食堂のネットワーク拡大、啓発活動
- ・ そのほか、現在のこども食堂での活動に加え新たに取り組む活動
例) 食堂の利用対象者を広げて活動実施、こども食堂における学習支援を新たに実施等

3 助成対象とする事業の実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※令和6年度内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

4 助成額

1団体あたり5万円を上限とし、助成総額は45万円を予定しています。

なお、申請団体が多数の場合は助成申請書により審査を行い、助成総額の範囲で採択・不採択を決定します。

5 受付期間

令和6年10月9日(水)～11月8日(金)まで

6 申請方法

助成申請書に別添「助成要項」の9②に記載の必要書類を添えて、香川県共同募金会にメールで提出してください。(電子メールに添付できないものは、別途郵送してください。)

※助成要領、申請書のダウンロード等は、香川県共同募金会ホームページから
(<http://www.kagawaken-kyobo.or.jp/>)



お問い合わせは、香川県共同募金会まで ☎087(823)2110